

社会福祉法人明和会 指定通所介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人明和会が経営するたまんなゆうゆう指定通所介護事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下「従業者」という。）が、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護又は要支援者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の立場に立った、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行う。

2 事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 たまんな ゆうゆう（通所介護事業所）
- 二 所在地 長崎県五島市玉之浦町玉之浦 1371 番地 1

(従業者の職種、員数及び職種内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名（たまんなゆうゆう 施設長と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 生活相談員 1 名、介護員兼生活相談員 1 名
生活相談員は、通所介護計画に基づき、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう、利用者又はその家族に対し、相談援助等の生活指導を行うと共に通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。
- 三 看護職員 1 名以上（機能訓練指導員と兼務）
看護職員は、利用者の健康状態を常に把握し、健康保持及び要介護状態となることの予防に資する。
- 四 介護職員 1 名以上
介護職員は、指定通所介護の提供に当たる。（介護福祉士 常勤職員 1 名 介護職員 2 名）
- 五 機能訓練指導員 1 名以上（看護職員と兼務）
機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間、休業日は、次のとおりとする。

- 一 営業日は、月曜日から金曜日までとする。
- 二 休業日は、毎週土・日曜日及び12月31日から1月3日までとする。
- 三 営業時間は、通常午前9時00分から午後4時00分までとする。ただし、特別な需要がある場合はこの限りでない。

(指定通所介護の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、1日15人とする。

(指定通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、所得に応じた1割または、2割の額とする。

- 一 入浴サービス
- 二 給食サービス
- 三 相談・援助等の生活指導、レクリエーション
- 四 日常動作訓練
- 五 健康チェック
- 六 送迎

1 令和6年度4月介護報酬改定による料金および加算料金とする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- ① 昼食代として 450円
- ② 前各号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は、実費とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は玉之浦町内全域とする。但し、特別な需要がある場合はこの限りでない。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 入浴サービスを利用する際は、従業者の指示に従って安全に留意して入浴すること。
- 二 機能回復訓練室を利用する際は、従業者の指示に従って機器等を扱うこと。
- 三 送迎サービスを利用する際は、職員の指示に従って安全に留意し乗降すること。
- 四 通所介護の提供を利用できないときは、事前に事業所へ連絡すること。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、通所介護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告をしなければならない。

2 利用者に対する指定通所介護の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、非常災害に関する具体的（消防、風水害、地震等）計画を作成し防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回、定期的に避難、救出訓練を行う。

(苦情処理等)

第12条 管理者は、提供した指定通所介護に対する利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するため、相談窓口設置の他必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修採用後6ヶ月以内
- 二 継続研修年1回

2 従業員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

3 この規定に定める事項の外、事業の運営に関する重要事項は社会福祉法人明和会と事業所の管理者との協議に基づいて別に定める。

(暴言・暴力・ハラスメントに関する事項)

第14条 事業所は利用者や従業員に対する暴言・暴力・ハラスメントの防止のため、体制整備を行うとともに、必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じるよう努める。

- 2 事業所は、従業員に対し業務計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努める。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努める。

(感染症の予防及びまん延防止に関する事項)

第16条 事業所は、感染症の予防及びまん延を防止するため、次号に掲げる措置を講じるよう努める。

- 1 感染症の予防及びまん延を防止するための対策をけんとうする委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
- 2 感染症の予防及びまん延を防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対し、感染症の予防及びまん延を防止するための研修及び訓練を定期的に行う。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、次号に掲げる措置を講じるよう努める。

- 1 虐待の防止のための対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分周知する。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(地域との連携)

第18条 事業所は、地域との連携を図るため運営推進会議を6か月に1回、年2回開催する。

(身体的拘束に関する事項)

第19条 事業所は、身体的拘束の適正化のための措置を講じるよう努める。

- 1 身体的拘束のための対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分周知する。
- 2 身体的拘束のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、身体的拘束のための研修を定期的実施する。
- 4 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

この規約は、令和 6年 4月 1日から施行する。